

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

## 事務局規程

(総則)

第1条 この規程は日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟定款第47条の定めるところにより、日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟事務局(以下「事務局」という。)における事務の能率的な運営を図るために定める。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置くことができる。

事務局長 1名

職員 若干名(事務局次長、臨時雇用等を含む)

第3条 職員は会長が任免する。

(所管業務)

第4条 事務局は次の業務を処理する。

総務関連

- (1) 定款及び諸規程に関する事
- (2) 理事会に関する事
- (3) 文書及び連盟印、職印の管理に関する事
- (4) 役員に関する事
- (5) 職員の給与、福利厚生に関する事

企画関連

- (6) 加盟団体に関する事
- (7) 国際ボブスレー・スケルトン連盟(IBSF)並びに国際リュージュ連盟(FIL)に関する事
- (8) 中長期的な事業方針の立案に関する事
- (9) マーケティングにかかる企画立案、及び実施に関する事
- (10) 各委員会に関する事

財務関連

- (11) 収入及び支出の執行に関する事
- (12) 現金、預金等の管理、出納に関する事
- (13) 財産及び物品の管理に関する事

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。

第6条 職員は、事務局長の命を受け、所定の業務に従事する。

(事案の決済及び専決)

第7条 会長は次のものを決裁する。

- (1) 理事会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- (2) 本連盟運営に係る重要方針に関する事案
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案
- (4) 理事会の運営に関する事案
- (5) 定款に関する事案
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- (8) 職員の任免(昇任、昇格を含む。)、分限、懲戒及び表彰に関する事案
- (9) 1件100万円以上の収入及び支出に関する事案
- (10) その他特に重要な事項に関する事案

第8条 専務理事は次のものを専決できる。

- (1) 理事会が決定した事項の執行に関する事案
- (2) 諸規程に関する事案
- (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (4) 重要な公表、申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- (5) 職員の給与に関する事案
- (6) 1件10万円以上100万円未満の収入及び支出に関する事案
- (7) その他重要な事項に関する事案

第9条 事務局長は、次のものを専決できる。

- (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
- (3) 一般的な公表、申請、照会、回答及び通知に関する事案
- (4) 職員の出張に関する事案
- (5) 1件10万円未満の収入及び支出に関する事案
- (6) 臨時、嘱託、パートタイマーの雇用に関する事案
- (7) その他比較的重要な事項に関する事案

(代理処理)

第10条 会長不在の場合は専務理事、専務理事不在の場合は事務局長が、その事務を代決する。

第11条 事務局長不在の場合は、予め指定した職員がその事務を代決する。

(代決後の処理)

第12条 前条の規程により代決したもののうち、重要な事案については、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁又は専決できるものの承認を得なければならない。

(会計)

第13条 事務局の会計については、別に定める規程による。

(旅費)

第14条 役員及び職員が業務のために国内外旅行をする場合の旅費は、別に定める旅費規程により支給する。

(選手団派遣費)

第15条 選手団の国内外旅行に係わる旅費については、前条の旅費規程を準用する。

(役員及び職員以外の者の費用に弁済)

第16条 役員及び職員以外の者が、本連盟の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用の弁済は、別に定めるところにより支給する。

(服務)

第17条 職員の服務については、別に定める。

(給与)

第18条 職員の給与については、別に定める。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は1995年(平成7年)10月13日から施行する。

2019年(令和元年)7月1日 一部改定